平成２２年（フ）第２２８号
埼玉県狭山市笹井２丁目４番９号
債務者　田中トミ子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第２５９号
埼玉県所沢市東所沢３丁目37番地　４―502
債務者　横田　　昇
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第２８３号
埼玉県川越市伊勢原町３丁目１番地31
債務者　河田百合子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（フ）第５６号
新潟県東蒲原郡阿賀町岡沢30番地　岡沢団地１号
債務者　長谷川マキ
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第１２１号
新潟県新潟市秋葉区矢代田323番地１
債務者　遠間　妙子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２２年（フ）第１１８号
愛知県一宮市浅井町前野字薬師裏５番地　有限会社伊藤バック製作所
債務者　坂上　久二
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２２年（フ）第７０号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷154番地１　橋口アパート201号室
債務者　益田　理英（旧姓徳田）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１０９号
長崎県長崎市油木町35番49号
債務者　森　　克代（旧姓堀内）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第３５号
広島県福山市横尾町２丁目24番７号　セフィーロ横尾201、旧住所広島県福山市加茂町字芦原70番地18
債務者　藤井　　裕
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２２年（フ）第６９号
青森県八戸市大字長苗代字紺屋町12番地１　ザ・マンション紺屋町Ｂ棟105号、前住所青森県八戸市大字尻内町字正法寺19番地１
債務者　小田　龍巳
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２２年（フ）第７３号
青森県八戸市大字長苗代字内舟渡40番地１　レリアンスＣ―102
債務者　齋藤美淑こと　安　　美淑
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２２年（フ）第７５号
青森県八戸市下長３丁目２番９号、前住所青森県八戸市下長３丁目２番７号　クレストハイム103号
債務者　石田　静華（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２２年（フ）第８４号
青森県八戸市大字新井田字林ノ上２番地36
債務者　荒川　種夫
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２２年（フ）第９４号
青森県三戸郡階上町大字道仏字耳ケ吠６番地475
債務者　谷内　延栄
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２２年（フ）第１２７号
兵庫県伊丹市平松３丁目４番23―206号
債務者　吉田　艶子
1　決定年月日時　平成22年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部
平成２２年（フ）第１１号
青森県八戸市大字新井田字長宝野12番地25　メゾンあすなろ101、前住所青森県三戸郡階上町蒼前西３丁目９番地1584　サンライン慎和201号
債務者　坂井田　寿
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２２年（フ）第１５３号
北海道亀田郡七飯町字大沼町297番地の15
債務者　山内傳三郎
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
函館地方裁判所